

つくば市小規模水道等における飲料水の安全性の確保に関する条例（抜粋）

（管理責任者の設置及び健康診断）

第14条 小規模水道の設置者は、水道施設に係る管理を行わせるため管理責任者を置かなければならない。ただし、自ら管理責任者となることを妨げない。

2 小規模水道の設置者は、前項の規定により管理責任者を置いたときは、規則で定めるところにより、遅滞なく、市長に届け出なければならない。

3 小規模水道の設置者は、第1項の管理責任者について、規則で定めるところにより、健康診断を行わなければならない。

4 小規模水道の設置者は、前項の健康診断を行ったときは、これに関する記録を作成し、健康診断を行った日から起算して1年間、これを保存しなければならない。

（設置者等の住所又は氏名の変更の届出）

第15条 小規模水道の設置者は、自己又は管理責任者の住所又は氏名（法人又は組合にあっては、主たる事務所の所在地、名称又は代表者の氏名）に変更があったときは、規則で定めるところにより、遅滞なく、市長に届け出なければならない。

（地位の承継の届出）

第16条 相続、合併、分割、譲受その他の事由により、小規模水道の設置者の地位を承継した者は、当該承継の日から遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

（廃止の届出）

第17条 小規模水道の設置者は、当該小規模水道を廃止したときは、規則で定めるところにより、遅滞なく、市長に届け出なければならない。

（小簡易専用水道等の管理等）

第20条 小簡易専用水道の設置者は、規則で定める基準に従い、当該小簡易専用水道を管理しなければならない。

2 小簡易専用水道又は簡易専用水道の設置者は、規則で定めるところにより、定

期に水質検査を行わなければならない。

- 3 小簡易専用水道又は簡易専用水道の設置者は、前項の規定による水質検査を行ったときは、規則で定めるところにより、これに関する記録を作成し、その検査を行った日から起算して2年間、これを保存しなければならない。

(準用規定)

第21条 第14条、第15条(管理責任者に係る部分に限る。)、第16条及び第17条の規定は、小簡易専用水道又は簡易専用水道の設置者について準用する。

つくば市小規模水道等における飲料水の安全性の確保に関する条例施行規則(抜粋)

(小簡易専用水道の管理基準)

第15条 条例第20条第1項の規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 水槽の清掃を1年以内ごとに1回、定期に、行うこと。
- (2) 水槽の点検等有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。
- (3) 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めたときは、第6条第1項各号に掲げる項目のうち、小簡易専用水道の設置者が必要と認める項目について検査を行うこと。
- (4) 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。

(小簡易専用水道又は簡易専用水道の水質検査)

第16条 条例第20条第2項の規定により行う小簡易専用水道又は簡易専用水道の水質検査は、当該水道から供給される水が水質基準に適合するかどうかを判断することができる場所から採取した水について1年以内ごとに1回、定期に、第6条第1項第1号、第2号、第34号、第38号及び第46号から第51号までに掲げる項目について行うものとする。

2 条例第20条第3項の規定による水質検査の記録は、小簡易専用水道(簡易専用水道)定期水質検査成績書(様式第17号)によるものとする。

3 第7条第4項の規定は、第1項の規定による水質検査について準用する。

参考

第16条第1項の水質検査項目

一般細菌 大腸菌 鉄及びその化合物 塩化物イオン

有機物(全有機炭素(TOC)の量) PH値 味 臭気 色度 濁度